

# 在外選挙人証の衆議院小選挙区について

## 衆議院小選挙区の改定に伴い、お持ちの在外選挙人証の小選挙区が変わっていませんか？

平成29年7月16日から衆議院小選挙区が改定されています。平成29年10月22日執行の衆議院総選挙は、区割り改定後の新しい小選挙区で投票を行うことになります。

現在お持ちの在外選挙人証に記載されている小選挙区が変わっていないかご確認ください。

★総務省HP「衆議院小選挙区の区割りの改定等について」のページ内の「衆議院小選挙区の区域が改定される19都道府県」で改定後の小選挙区をご確認ください。

(総務省ホームページURL)

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/shu\\_kuwari\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.html)

交付番号

在外選挙人証

氏名

生年月日 年 月 日

性別 男 女

登録年 月 日

衆議院小選挙区

住所

住所以外の送付先  
(在留届の緊急連絡先)

上記の者は、在外選挙人名簿に されている  
ことを証明する。

選挙管理委員会委員長

(例)

改定前(旧) 選挙区	改定前(旧) 選挙区区域	改定後(新) 選挙区区域
第〇区	A市、B市	A市、B市のうちE地区
第△区	C町、D村	B市のうちE地区以外、 C町、D村、

※ 改定前、第〇区であったB市のE地区以外の地区の方は、新しく第△区となりますので、衆議院総選挙時(任期満了また解散に伴う)の小選挙区は、第△区となります。

**変更となっている可能性  
があります！！**

記載の小選挙区が変更となっている場合は、

- ① 変更後の小選挙区で投票してください。
- ② 併せて在外選挙人証の再交付申請を行ってください。